

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年5月26日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所管理部門長 二階堂 英城

## 1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 陸生昆虫・水生昆虫・魚類・付着藻類採集及び種査定業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和5年11月30日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる資格、知識、技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備するとともに、第三者に委託することなく業務責任者（査定結果の最終判定を行える者）を有していることを証明した者であること。

## 3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

### ① 直接交付

栃木県日光市中宮祠 2482-3  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所日光庁舎  
電話 0288-55-0055  
FAX 0288-55-0064

### ② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「陸生昆虫・水生昆虫・魚類・付着藻類採集及び種査定業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

### ③ メールによる交付

任意書式に「陸生昆虫・水生昆虫・魚類・付着藻類採集及び種査定業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和5年6月2日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書

記載)又はフアックスにて質疑をを行うこと。当日まで  
の質をとりまめ、回答は入札説明書受領者全員に  
しを行うととも、当機構のホームページにて公表するこ  
とにより入札説明会に代える。質疑が発生した場合も随時受け付  
け、同様に対応する。個人に関する情報であって特定の  
個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等  
を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所  
を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答す  
ることがある。

## 5. 証明に関する事項

- (1) 証明書等
- (2) 提出場所
- (3) 提出期限

競争参加者は、上記2.(5)及び(6)を証明する証  
明書等を提出しなければならない。

入札説明書による。

3. ①に同じ。

令和5年6月6日 12時00分

証明書等は上記日時までに提出すること。

開札は証明書等の審査を終了した後、下記6.(1)にて  
行う。

## 6. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

令和5年6月9日 14時00分

栃木県日光市中宮祠2482-3

国立研究開発法人水産研究・教育機構

水産技術研究所日光庁舎 展示棟セミナー室

- (2) 郵便による入札書の  
受領期限及び提出場所

令和5年6月9日 12時00分

3. ①に同じ。

## 7. その他

- (1) 契約手続きにおいて  
使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札  
書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とす  
る。

- (4) 契約書作成の要否

要。

- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入  
札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書  
写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

- (7) 詳細は入札説明書による。

## 8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長  
相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等<sup>※注1</sup>とし  
て再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めているこ  
と<sup>※注2</sup>

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開  
発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有す  
る者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力  
を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲  
げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引  
の実績による。

- (2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契  
約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び

- 当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結を拒否する場合は、ご了解願います。

## 9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科省決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: [http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

## 10. 情報処理業務の委任等に係る特記仕様書における「誓約書等」の提出について

当機構では、「政府機関等サイバーセキュリティ対策のための統一基準」(令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定。)の趣旨を踏まえ、契約相手方となった場合に、特記仕様書に基づく誓約書等の提出をお願いしています。

「陸生昆虫・水生昆虫・魚類・付着藻類採集及び種査定業務」(以下、「本契約」という。)特記仕様書をご理解いただき、以下内容の誓約を書面にしてご提出をお願いします。

- ① 特記仕様書第3(1)・第4(2)：本契約における履行体制及び遵守事項の誓約について
- ② 特記仕様書第8(1)イ(ウ)：本契約における消去状況の報告について
- ③ 特記仕様書第8(1)イ(エ)：本契約における履行完了に伴う遵守事項の報告について
- ④ 特記仕様書第8(2)ウ：本契約における個人情報及び要機密情報に係る情報の管理記録の報告について
- ⑤ 特記仕様書第8(2)オ：本契約における情報消去承諾の申請について
- ⑥ 特記仕様書第8(2)ケ：本契約における業務従事者全員への教育及び研修の実施状況の報告について
- ⑦ 特記仕様書第10：再委託承認申請書

# 業務仕様書

1. 件名 陸生昆虫・水生昆虫・魚類・付着藻類採集及び種査定業務
2. 業務目的 本業務は、福島県井出川及び新田川周辺域において陸生昆虫・水生昆虫・魚類・付着藻類を採集し、それらの放射性物質濃度を測定することにより内水面生態系における放射能汚染の実態を把握することを目的とする。
3. 納入場所 栃木県日光市中宮祠 2482-3  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 日光庁舎
4. 履行期限 令和5年11月30日
5. 業務内容
  - (1) 福島県井出川、新田川の当所が指定する4地点（それぞれ2地点ずつ。いずれの地点も現在は東京電力福島第一原発事故における避難指示が解除されている区域内）において、契約締結日～6月30日、10月1日～31日の期間中にそれぞれ1回、水生昆虫・陸生昆虫（以下「昆虫等」という）・魚類・付着藻類を採集すること。2回の採集終了後、(6)に定める査定結果全てをまとめた報告書及び採集現場写真を、本件成果物として上記3. 納入場所へ提出すること。ただし、魚類については、10月調査時にのみ採集すること。なお、実施日については、事前に当所担当職員と協議の上決定すること。
  - (2) 陸生昆虫については、国土交通省「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル（陸上昆虫類等調査編）」（以下「マニュアル」という）に示す方法を用いて採集し、各調査区間あたりの努力量は別紙1のとおりとする。その他、陸生昆虫の採集にあたってはマニュアルに記載されている事項に則り行うものとする。

ただし、現地の状況により、別紙1の採集方法のいずれかでも採集することが困難な場合は、当所担当職員と協議のうえ、具体的な採集方法を決定することとする。
  - (3) 水生昆虫については、たも網、さで網等を用いて採集する。努力量の目安として、1調査区間あたり2人×2時間とする。
  - (4) 採集した昆虫等の種の査定を行うこと。種毎に個体数を計数した後、サンプルビンに保管、冷凍したうえで採集の都度上記3. 納入場所に送付すること。また、査定・計数、採集方法等を報告書にまとめ、採集の都度、当所担当者へエクセルファイルでメールにより提出す

ること。なお、採集方法は必ずマニュアルに示す名称（スウィーピング法、ピーティング法等）にて記載し、報告書は当所が指定する別紙2の様式により作成すること。採集した昆虫等のサンプルについては、当所において放射性セシウム濃度測定、及び安定同位体比分析に用いることから、採集対象とする昆虫等は指定する採集地点において採集期間中なるべく多様な種及びなるべく多くの個体数〔検査用U-8容器（外径55mm×高さ65mm）半分程度〕を採集することが望ましい。

- (5) 10月調査時に各調査場所に生息する魚類を採集する。上流域に生息するイワナ、ヤマメ、ウグイ、下流域に生息するアユについては調査場所、調査時期毎にそれぞれ20尾を採集し、ただちに冷凍保存する。その他の魚種については調査場所毎に最多5尾を採集する。筋肉中の放射性セシウム濃度を個体ごとに測定するため、各種なるべく大型個体を採取すること。ただし、イワナ、ヤマメについては体長10cm以上の大きささまざまなサイズの個体が含まれるようにする。魚類の採集に際しては、特別採捕許可を取得の上、電気漁具を含めるようにする。採集した魚類については、種毎にまとめて、採集の都度上記3.納入場所に冷凍送付すること。報告書は当所が指定する別紙3の様式により作成すること。
- (6) 調査区間内の石の表面に付着した藻類を、歯ブラシ等を用いて採取する。努力量の目安として、1調査区間あたり4人×2時間とする。採取した藻類は目分量で1L以上となるようにし、採集後は直ちに冷凍保存する。付着藻類は、採集の都度上記3.納入場所に冷凍送付すること
- (7) 当所へ成果物として提出を要する報告書の部数は、CD-R等電子媒体で2部、紙媒体2部とする。

## 6. その他

- (1) 運送に係る費用、採集・分析に係る消耗品等雑材費用及びその調達については全て請負業者にて負担すること。
- (2) 作業中に疑義が生じた場合は、当所担当職員と打ち合わせを行い、合意を得たうえで作業を進めること。
- (3) 本業務で知り得た情報について、取扱責任者を置き、社内で適切に管理を行い第三者への開示及び漏洩することがないように注意するはしないこと。
- (4) 本業務における品質確認及び解析業務について、別添：国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報処理業務の委任等に係る特記仕様書に従うこと。
- (5) 詳細については当所担当職員の指示に従うこと。

【別紙1】

業務仕様書. 2) 採集方法詳細

①	見つけ採り法	肉眼で見つけて捕まえる方法
②	スウィーピング法	捕虫ネットを振って捕まえる方法
③	ピーティング法	枝、草等を叩いて捕虫ネットで捕まえる方法
④	石おこし採集法	石、倒木等を起こして捕まえる方法
⑤	ライトトラップ法	灯火を利用して捕まえる方法（夜間実施）
⑥	ピットフォールトラップ法	誘引の為の餌を使わず捕まえる方法（一晩設置）
⑦	ベイトトラップ法	誘引の為の餌を使って捕まえる方法（一晩設置）
⑧	サーバーネット法	50cm×50cm ネットにより流下昆虫を捕まえる方法

※各採集方法における努力量の目安（1 調査区間あたり）

①～④：2人×1時間程度

⑤：1時間程度（夜間実施）

⑥、⑦：20個程度（一晩設置）

⑧：2時間程度



